

平成 19 年度決算検査報告の概要

～ 国民の要請にこたえる検査報告を目指して～

決算委員会調査室 ひび のりお
日比 規雄

決算検査報告は、憲法第 90 条の規定により、会計検査院が毎年度作成する資料である。この報告は、会計検査院が 1 年間掛けて実施した会計検査の成果を示した業務報告であるとともに、適切な予算執行が行われているかを知るための貴重な報告文書でもあるため、国会の決算審査における重要な参考資料とされている。

平成 19 年度決算検査報告は、20 年次会計検査（実施期間：19 年 10 月～20 年 9 月）の結果であり、20 年 11 月 7 日に会計検査院より内閣に送付され、11 月 21 日（第 170 回国会開会中）に平成 19 年度決算と併せて内閣から国会に提出された。

本稿では今般の検査報告について、掲記された事項等に触れながら概要及び特徴を紹介する。

1. 会計検査活動の概況

(1) 会計検査の動向と方針

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関であり、国や政府関係機関等の会計の検査、毎年度の歳入歳出決算の確認を通じて、会計経理の適正化を監督していく職責を負っている。

その検査の方針は、会計検査院が毎年次ごとに定める会計検査の基本方針において、決定されている。「平成 20 年次会計検査方針の基本方針」（19 年 9 月 21 日検査官会議了承）によると、20 年次の検査方針の内容は以下のとおりである。

ア 重点的検査分野

毎年次、我が国の社会経済の動向や財政の現状を踏まえ、重点的検査分野を設定している。20 年次においては、社会保障、公共事業、教育及び科学技術、防衛、農林水産業、経済協力、中小企業、環境保全、情報通信（IT）に重点を置くこととしているほか、複数の省庁に関する事項について検査の充実を図るとしている。

イ 多角的な観点からの検査

これまで会計検査院は、会計検査院法第 20 条第 3 項の規定により、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の多角的観点から検査を行ってきた。今後も、主に合規性の観点から、基本的な会計経理や契約の透明性、競争性について、また、主に有効性の観点から、事務・事業及び予算執行等の効果について、重点的・積極的に検査の対象にしていくこととし、さらに特別会計、独立行政法人等の財務状況等についての検査の充実も図ることとしている。

そのほか、内部監査・内部牽制等の内部統制の実効性への留意、検査の是正措置に関する継続的なフォローアップ、国会における審議への留意、新しい検査手法の開拓などの検査能力の向上等に対しても、取り組んでいくこととしている。

(2) 会計検査の対象

会計検査の対象となるのは、会計検査院法第22条規定の「必要的検査対象」及び、同法23条第1項に挙げられている「選択的検査対象」である。20年次の検査において、「必要的検査対象」とされたのは国(国会、裁判所、内閣、内閣府ほか11省等)政府関係機関、事業団、独立行政法人等225法人、日本放送協会の会計であり、「選択的検査対象」とされたのは、国が補助金、貸付金等の財政援助を与えた5,058団体等、国が資本金の一部を出資している5法人、国が出資した法人が更に出資している51法人の会計、国等と318法人との契約に関する会計である。

これら検査対象機関に対する平成20年次の実地検査²の実施状況は図表1のとおりである。

図表1 平成20年次会計検査における実地検査の実施状況

検査対象機関	検査箇所数	検査実施箇所数	検査実施率
本省、本庁、本社等	4,322 (4,349)	2,015 (1,959)	46.6% (45.0%)
都道府県単位の地方出先機関等	7,857 (7,712)	1,168 (691)	14.8% (9.0%)
駅、郵便局等	22,157 (20,626)	150 (79)	0.6% (0.4%)
計	34,336 (32,687)	3,333 (2,729)	9.7% (8.3%)

(出所)平成18、19年度決算検査報告から作成

(注)図表中の()内の数字は19年次のデータ

実施率は前年次に比べ全体的に上昇しており、特に従来実地検査が余り行われてこなかった都道府県単位の地方出先機関等に関しては大幅に高まっている。今後地方分権が進むにつれ、本省・本庁だけでなく地方出先機関に対する会計検査の重要性がますます増してくることが予想される。

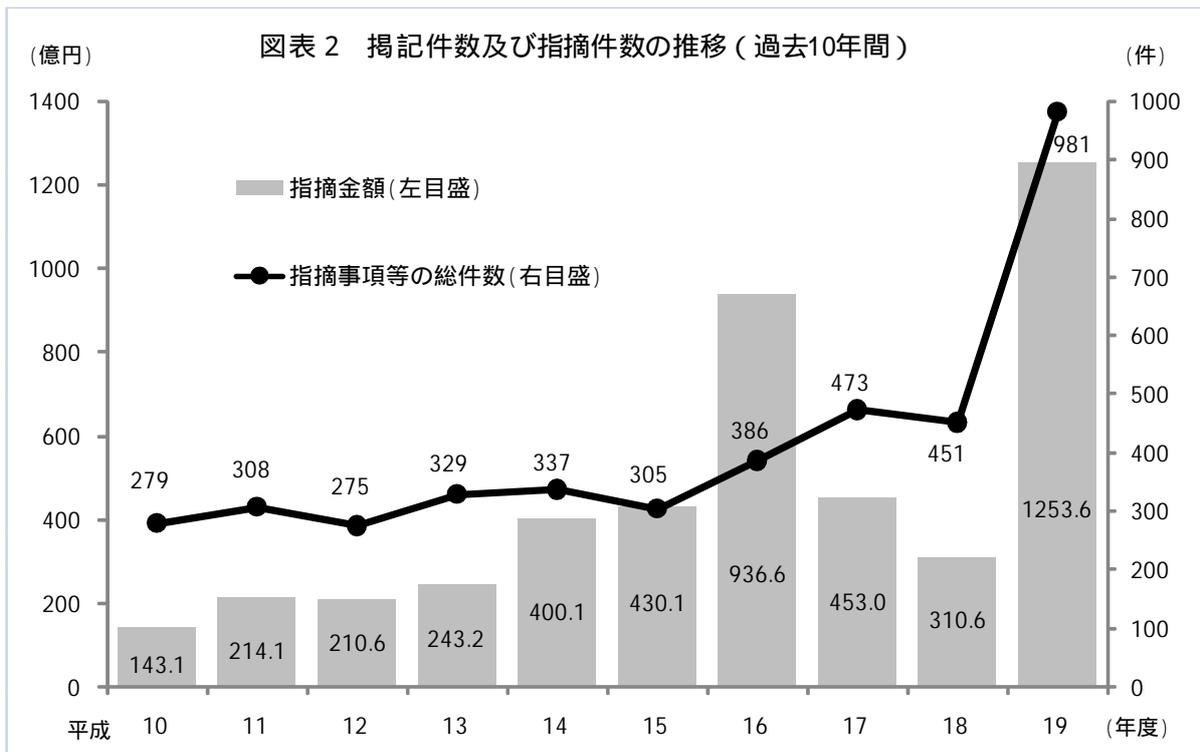
2. 検査結果の概要

(1) 掲記された事項等の概況

今般の検査報告に掲記された事項等の総件数は981件、指摘金額³の総額は1,253億6,011万円に上っている。前年度検査報告に比べ、総件数は530件増、指摘金額の総額は約943

億円増と、近年推移していた微増傾向から一転しての急増となった。

この急増の主たる原因として、法務省の「国有財産の管理における登記の囑託」に係る意見表示事項1件(指摘金額313.5億円)、中小企業金融公庫の「包括保証保険契約における恣意的に選択された保険種類による保険引受け」に係る不当事項2件(指摘金額178.2億円)及び「包括保証保険契約における保険引受けの進ちよく状況の把握」に係る改善処置済事項1件(指摘金額119.6億円)、厚生労働省の「国民健康保険の財政調整交付金の過大交付」に係る不当事項437件(指摘金額68.4億円)など、指摘金額や件数が例年にみないほど膨大な案件が相次いだことが挙げられる。過去においては、平成16年度に、文部科学省の「国立大学法人の承継資産に係る不適正な会計経理」に係る改善処置済事項3件で404億円もの指摘がされたことで、同年度全体の指摘金額が大きく膨らんだように、年度ごとの指摘金額や件数の多寡は、指摘金額や件数の突出した案件の有無によって左右されやすい点に留意する必要がある。



(出所)平成19年度決算検査報告により作成

(2) 指摘事項等の項目別の概況

掲記された事項を項目別にみると、一般に“指摘事項”と呼ばれているものが967件あり、そのほかに「国会及び内閣に対する報告」(随時報告)が7件⁴、「国会からの検査要請事項に関する報告」(検査要請事項の報告)が6件、「国会からの検査要請事項に関する検査状況」(検査要請事項の検査状況)が1件、「特定検査対象に関する検査状況」(特定検査状況)が5件掲記されている。

指摘事項は、不適切な経理や行政等の事態に関するものであり、

「不当事項」(法律、政令、予算に違反し又は不経済、非効率など不当と認められたもの)

「意見表示・処置要求事項」(会計検査院法第34条又は第36条の規定により、会計検査院が関係各大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求したもの)

「改善処置済事項」(検査の過程における指摘に対し、受検機関が是正、改善の処置を講じたもの)

「特記事項」(事業効果、事業運営等の見地から、広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため、特に掲記を要すると認めたもの)

の4項目で構成される。

指摘事項の件数等の内訳は項目別にみると、「不当事項」の件数がその8割を占めており、「改善処置済事項」「意見表示・処置済事項」が残り2割の大部分を占めている。

近年の傾向としては、「不当事項」「意見表示・処置済事項」「改善処置済事項」の掲記件数が増加しており、一方、国会からの検査要請や随時報告の制度が整い、それらが検査報告に掲記されるようになったことから、「特定検査状況」の掲記件数は減少している(図表3参照)。また、昨年度に引き続き、今般の検査報告に「特記事項」は掲載されていない。

図表3 指摘事項等の項目別件数推移(過去10年間)

年度		10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
項目名											
指摘事項	不当事項	229	252	226	248	272	219	296	390	361	859
	意見表示・処置要求事項	6	6	9	32	5	11	4	14	11	53
	改善処置済事項	32	37	23	31	38	47	59	41	65	55
	特記事項	2	1	2	1	4	8	5	4	-	-
随時報告		-	-	-	-	-	-	-	5	2	7
検査要請事項の報告		-	1	-	-	-	-	2	7	5	6
検査要請事項の検査状況		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
特定検査状況		10	11	15	17	18	20	20	14	8	5
計		279	308	275	329	337	305	386	473	451	981

(出所)各年度会計検査報告から作成

(注)「随時報告」の一部は他項目にも掲記されており、件数が重複しているため、各項目の合計件数と計欄の件数は一致しない。

(3) 指摘事項等の省庁等別の概況

指摘事項を省庁等別にみると(図表4参照)、先に取り上げた事案のとおり、指摘金額で

は法務省の315億円、中小企業金融公庫の297億円が、件数では厚生労働省の668件が突出していることが分かる。特に厚生労働省は、省庁再編後の12年度以降、指摘事項の件数において常に1位となっており、20年度においても件数全体の約3分の2を占めることになった。

省庁以外の機関については、独立行政法人が昨年度の14法人から24法人に、国立大学法人が昨年度の6法人から11法人に、それぞれ増えており、また、16年4月の国立大学の独立行政法人化に伴い誕生した大学共同利用機関法人4法人のうち、2法人が今般の報告に初めて指摘を受けている。

省庁又は団体名	不当事項		意見表示・処置要求事項						改善処置済事項		計	
			34条関係		34条及び36条関係		36条関係					
	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額
国会(衆議院)			1	34,601							1	34,601
人事院	1	186									1	186
内閣府(内閣府本府)			1	8,688							1	8,688
内閣府(警察庁)							1	-			1	-
総務省	12	46,436	1	23,229	1	969,389	2	-	1	80,982	17	1,119,548 (注4)
法務省	15	3,464	1	13,559			1	3,135,052			17	3,152,075
外務省	1	1,191					1	-	1	39,751	3	40,942 (注5)
財務省	7	122,569	1	7,977			1	-	2	10,973	11	139,164 (注4)
文部科学省	17	10,406							2	7,807	19	18,213
厚生労働省	660	1,322,689	1	14,237			1	-	6	367,928	668	1,699,247 (注4)
農林水産省	43	42,767					3	180,054	8	237,401	54	458,354 (注4)
経済産業省	22	18,895					3	134,381			25	153,276
国土交通省	39	116,701	4	60,677			5	65,953	9	357,935	57	601,266
環境省	2	25,222	1	384,728			1	-			4	409,950
防衛省	1	218,000	4	244,999					5	440,873	10	903,872
国民生活金融公庫												
農林漁業金融公庫			1	5,668							1	5,668
中小企業金融公庫												
中小企業金融公庫	2	1,781,593							1	1,196,274	3	2,977,867
日本私立学校振興・共済事業団	5	4,300									5	4,300
日本銀行	1	324									1	324
日本中央競馬会			1	79,163							1	79,163
日本郵政公社	12	22,401									12	22,401
東京地下鉄株式会社									1	1,990	1	1,990
成田国際空港株式会社			1	9,966							1	9,966
東日本高速道路株式会社	1	440							1	2,858	2	3,298
中日本高速道路株式会社									1	3,065	1	3,065
西日本高速道路株式会社									1	3,397	1	3,397
日本郵政株式会社			1	9,011							1	9,011
(独)情報通信研究機構	1	403									1	403
(独)放射線医学総合研究所	1	260									1	260
(独)農業・食品産業技術総合研究機構							1	129,025			1	129,025
(独)農業生物資源研究所			1	2,093							1	2,093
(独)造幣局							1	124,397			1	124,397
(独)国立印刷局									1	2,892	1	2,892
(独)農畜産業振興機構	1	754									1	754
(独)国際協力機構							1	-	1	9,774	2	9,774 (注5)
(独)国際交流基金	1	400									1	400
(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	5,475									1	5,475

省庁又は団体名	不当事項		意見表示・処置要求事項						改善処置済事項		計	
			34条関係		34条及び36条関係		36条関係					
	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額	件数	指摘金額
(独)科学技術振興機構	1	466									1	466
(独)日本学術振興会	1	429									1	429
(独)日本芸術文化振興会									1	1,763	1	1,763
(独)高齢・障害者雇用支援機構	2	12,148									2	12,148
(独)日本貿易振興機構	1	2,654									1	2,654
(独)水資源機構									1	-	1	-
(独)雇用・能力開発機構	1	1,469									1	1,469
(独)労働者健康福祉機構			1	3,856							1	3,856
(独)国立病院機構	1	2,542									1	2,542
(独)中小企業基盤整備機構									1	8,557	1	8,557
(独)都市再生機構			1	2,792							1	2,792
(独)奄美群島振興開発基金	1	610									1	610
(独)日本原子力研究開発機構									1	50,721	1	50,721
(独)住宅金融支援機構									1	2,923	1	2,923
(国)東北大学	2	3,038					1	2,310			3	3,038
(国)筑波大学	1	2,041							1	4,022	2	6,063
(国)千葉大学	1	940									1	940
(国)東京医科歯科大学									1	7,051	1	7,051
(国)東京芸術大学			1	922							1	922
(国)静岡大学	1	410									1	410
(国)三重大学			1	1,614							1	1,614
(国)京都大学			1	11,206							1	11,206
(国)京都市工芸繊維大学			1	1,233							1	1,233
(国)奈良女子大学			1	726							1	726
(国)九州大学			1	5,371							1	5,371
(大)自然科学研究機構			1	970							1	970
(大)情報・システム研究機構									1	1,106	1	1,106
首都高速道路株式会社									1	9,255	1	9,255
阪神高速道路株式会社									1	3,464	1	3,464
北海道旅客鉄道株式会社									1	18,160	1	18,160
東日本電信電話株式会社									1	46,309	1	46,309
西日本電信電話株式会社									1	39,869	1	39,869
株式会社かんぽ生命保険							1	3,196			1	3,196
関西空港施設エンジニア株式会社									1	148,857	1	148,857
合計	859	3,771,635	29	927,290	1	969,389	23	3,774,368	55	3,105,957	967	12,536,011

(注1) 法人格については次の略称を用いた。 独立行政法人 (独)、国立大学法人 (国)、大学共同利用機関法人 (大)

(注2) 「-」は背景金額のみがあることを示す。

(注3) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

(注4) 「不当事項」と「改善処置済事項」の両方で取り上げられているものがあり、その金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

(注5) 外務省及び独立行政法人国際協力機構の意見表示・処置要求事項1件は外務省及び独立行政法人国際協力機構に係るものであり、件数の合計分に当たっては、その重複分を控除している。

(出所) 平成19年度決算検査報告より作成

3. 指摘事項等の概要

(1) 指摘事項

前記のとおり、今般の検査報告には、指摘事項が961件掲記されている。これらの中で、先に触れた20年次の検査方針の内容や、国会審議や新聞報道等における国民的関心事項を踏まえ、特徴的だと考えられるものを11件紹介する。

ア 基本的な会計経理に関する指摘

都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の不適正経理（農林水産省・国土交通省、不当事項）

農林水産省・国土交通省が交付した国庫補助事務費等に関し、12 道府県が 14～18 年に実施した事業を対象に合規性等の観点から会計検査を実施した結果、検査対象の全道府県において、虚偽の内容の関係書類を作成するなどの不適正な経理処理を行い、需用費を支払ったり、補助対象でない用途に賃金や旅費を支払ったりしていたものが、計 11 億 3,713 万円（補助金相当額 5 億 5,600 万円）見受けられた。

法務省が所管する国有財産の管理における登記の嘱託（法務省、処置要求事項）

法務省内の規程により国有財産部局長が行うこととされている登記の嘱託に関し、法務省 39 部局の 499 口座を対象に合規性等の観点から会計検査を実施した結果、土地又は建物を購入、交換又は所管換により取得した場合や、借地に建物を新築したなどの場合において、所管する国有財産の取扱いを定めた訓令の規定に従わず、登記の嘱託が行われていないものが、25 部局の 56 口座、国有財産台帳価格で計 313 億 5,052 万円見受けられた。

イ 契約の競争性、透明性に関する指摘

道路整備特別会計における支出の状況（国土交通省、意見表示事項）

15～19 年度における道路整備特別会計の支出状況について、合規性、経済性等の観点から会計検査を実施した結果、車両管理業務の発注に係る指名業者が長期にわたり特定少数の業者に占められていること、広報広聴業務の発注に係る応札者数が限定されるなど契約方式見直しの効果が十分現れていないこと、公益法人に発注した調査研究業務について再委託の承認申請を行わないまま外部業者に再委託されているものがあること等、不適切な事態が見られた。

ウ 特別会計、独立行政法人等の剰余金、資産等に関する主な指摘

エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における剰余金（経済産業省、意見表示事項）

14～19 年度におけるエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定における剰余金について、効率性、有効性等の観点から会計検査を実施した結果、剰余金は毎年度高水準で推移しており（19 年度には 2,491 億円）過年度の実績を十分に考慮しないまま予算額が見積もられている等のため、予算額と実績額との間にかい離が生じ、不用額が継続的に発生して多額の剰余金が生じている事態が見受けられた。

なお、同勘定の前身に当たる石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定における剰余金については、平成 14 年度検査報告においても特定検査状況として指摘されている。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における産業投資特別会計からの出資金の規模（経済産業省、意見表示事項）

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が承継した産業投資特別会計か

らの出資金 183 億 1,236 万円に関し、経済性、有効性等の観点から会計検査を実施した結果、出資金は、運用益を株式処分や債権管理回収等の承継業務に充てるため、別勘定で区分経理されているが、承継業務の規模は年々縮小し、出資金の額が承継業務量に比べて過大となっていくことが明らかである状況の中、国庫に返納する規定がないことから独立行政法人において投資有価証券等の形で保有され続けている事態が見受けられた。

林業・木材産業改善資金貸付事業における資金滞留（農林水産省、意見表示事項）

林業従事者等への資金の貸付事業を実施する都道府県に対する林野庁の資金助成に関し、事業を実施している 17 県を対象に有効性等の観点から会計検査を実施した結果、12 県で 19 年度末の貸付残高の比率が資金造成額の 50%を下回っていることや、資金が滞留しているにもかかわらず国への自主納付を実施していない県が多数あり、試算では 14 県で計 9 億 6,528 万円が自主納付の検討対象となると見込まれていることが分かった。

エ 交付金に関する指摘

国民健康保険の財政調整交付金の過大交付（厚生労働省、不当事項）

国民健康保険の財政力の不均衡を調整するために市町村に交付される財政調整交付金に関し、39 道府県の 831 市区町村を対象に合規性等の観点から会計検査を実施した結果、交付金の制度の理解が十分でなかったり、事務処理が適切でなかったりしたため、計 437 件、68 億 4,271 万円の過大交付があることが明らかになった。特に、老人保健医療費拠出金を過大に算定していた市町村が多数見受けられた。

まちづくり交付金の交付対象範囲の基準等明確化による適正化（国土交通省、改善処置済事項）

国土交通省のまちづくり交付金事業の交付対象事業の範囲に関し、324 市区町村の 567 地区を対象に効率性等の観点から会計検査を実施した結果、交付要綱等の記載が不明確であったことから、市町村の間で施設整備やイベント等の交付対象範囲に差異が生じている事態が見られた。

地方公共団体の用地再取得におけるまちづくり交付金の交付対象範囲の適正化（国土交通省、改善処置済事項）

国土交通省のまちづくり交付金事業における、土地開発公社等が先行取得した事業用地を地方自治体等の事業主体が再取得した際の交付対象事業費の算定に関し、16～19 年度における 121 事業主体が締結した 558 契約を対象に、効率性等の観点から会計検査を実施した結果、交付対象事業の範囲が適切でなかったため約 28 億円の交付金が過大に支払われている事態が見られた。

オ その他

生活保護被保護者の収入把握の適正化（厚生労働省、意見表示事項）

生活保護の被保護者の収入把握に関し、厚生労働省及び 47 都道府県の 270 事業主

体の 293 福祉事務所を対象に合規性等の観点から会計検査を実施した結果、給与収入等に係る課税状況の調査が速やかに行われていなかったり、調査漏れを生じたりして、適正な収入認定が行われていないものが 1,958 世帯、計 8 億 1,473 万円に上ることが分かった。なお、この指摘を受けて厚生労働省は、収入認定が適正に行えるような事務処理体制の整備を図るよう、事業主体である自治体に指導するなどの措置を講じた。

包括保証保険契約における保険引受けの進ちょく状況の把握（中小企業金融公庫、改善処置済事項）

中小企業金融公庫の中小企業信用保険事業に関し、17～19 事業年度の 52 信用保証協会に係る包括保証保険契約を対象に合規性及び有効性等の観点から会計検査を実施した結果、13 信用保証協会間と締結した包括保証保険契約について、中小企業公庫が保険引受けの状況等を適切に把握する体制の整備を怠っていたため、債務保証の実績の総額が保険引受けの限度額を超えているにもかかわらず、変更契約を締結せずに計 119 億 6274 万円の保険を引き受けている事態が見られた。

（２）不当事項に係る是正措置等の検査結果

今般の検査報告には、検査結果のフォローアップ強化の一環として、不当事項に係る是正措置の状況及び処置済事項に係る処置の履行状況の 2 項目が新たに掲記された。これまでの検査報告においても、指摘事項のその後の改善是正状況等について個別的には掲記されていたが、国等に金銭を返還させる是正措置を必要とするものの一部の事案において国庫への返還が滞っている状況が見受けられることから、また、参議院決算委員会における平成 18 年度決算の審査で、会計検査院は不当事項として指摘した事案に関する国庫への返還状況について検査報告に掲記することを検討すべきであるとの要求・要請もあったことから、不当事項に係る是正措置及び処置済事項に係る処置の履行に関する全体的な状況に関する検査が行われることとなった。

ア 不当事項に係る是正措置の状況

昭和 21 年度から平成 18 年度までの決算検査報告に掲記された不当事項について、関連する 54 省庁における 20 年 7 月末現在の是正措置の状況を対象に会計検査を行った結果、是正措置未済のものが 465 件、131 億 8,040 万円あり、このうち金銭返還を要するものが 462 件、130 億 7,878 万円あった。

この中には債務者の資力が不十分、又は債務者等が行方不明等の理由で、その回収が困難になっているものも存在し、また、郵政 3 社においては、一部の書類の所在が未確認のため、郵政民営化によりそれぞれ承継した是正措置未済の債権額を確認するに至っていない事態が見受けられた。

イ 処置済事項に係る処置の履行状況

14～18 年度における過去 5 か年の決算検査報告に処置済事項として掲記された 250 件の改善処置の履行状況を対象に、合規性等の観点から会計検査を行った結果、改善処置が一部履行されていなかったものが 7 件あった。このうち、「生活保護費負担金の

経理が不当と認められるもの」及び「私立高等学校等経常費助成費補助金の経理が不当と認められるもの」の2件については、今般の決算検査報告に不当事項として掲記されている。

(3) 参議院決算委員会からの検査要請事項に関する報告

前記のとおり、今般の検査報告には、参議院決算委員会からの会計検査の要請を受けて実施された検査の結果が6件掲記されている⁵。そのうち、20年に初めて国会に報告された2件を紹介する。

文部科学省ほか4省における政府開発援助(技術協力)の実施状況及びその効果

平成18年度決算の審査において、外務省以外の省庁が実施するODA事業に関して公益法人等が行う事業の評価が十分でなく、援助効果が上がっているのか等の問題が取り上げられたこと等から、20年1月に、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の5省における技術協力の実施状況及びその援助効果について、会計検査を要請した案件である。

5省所管の技術協力(予算額計4,065億円)を対象に会計検査を行った結果、文部科学省所管の留学生受入事業などのODAとして直接効果を認められるか疑義があるものや、会計経理が不適切なもの、同省所管の研修生受入事業などの援助効果の確認が十分になされていないものが見受けられた。また、5省のODA事業の多くは委託、補助事業として所管公益法人等により実施されており、契約の競争性や補助金交付先の透明性等が阻害されているものが多いことから、会計検査院は、5省においては、外務省と連携を図りつつ、技術協力の適切な実施と効果の確保に努める必要があると指摘している。

独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況

平成17年度決算の審査において、独立行政法人に関し、その会計処理の在り方や、業務発注に係る契約方式の見直しの必要性などについて議論が行われたことを踏まえ、19年6月、全独立行政法人(20年3月末現在102法人)を対象に、業務、財務、入札、契約の状況について会計検査を要請した案件である。

合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から会計検査を行った結果、業務・財務面では、20年3月末までの統廃合の対象とされた23法人の業務のうち国に再度移管されたものは1法人にとどまり、また、14法人については、政府出資等の資産の売却資金(計290億円)を国庫に返還せずに法人内部に留保していた。契約制度や状況面では、独立行政法人全体の契約のうち、随意契約の割合は件数で75.5%、金額で71.5%を占めており、その平均落札率は96.5%と競争契約より7.7ポイント高く、また随意契約とした理由の妥当性を欠くものが955件に上ること等が判明した。会計検査院は、各法人における事業の必要性を一層厳格に検討すること、競争契約を拡大し契約の透明性を確保することが必要であると指摘している。

(4) 参議院決算委員会からの検査要請事項に関する検査状況

今般の検査報告より、国会からの会計検査の要請を行った案件の中間報告の位置付けとして、検査要請事項に関する検査状況が新項目として1件掲記されている。検査要請事項の途中経過を把握することで、財政統制の強化や国会における決算審議の一層の充実が期待される。

防衛装備品の一般輸入による調達に関する検査状況

防衛省が外国から商社等を通じて行う防衛装備品の調達（一般輸入調達）に関し、山田洋行等商社が外国現地法人からの請求書の偽造によって過大請求していた事案が発覚したことから、20年6月に参議院決算委員会から会計検査を要請した案件である。

17年から19年までの一般調達契約12,789件、4,189億円を対象に合规性、経済性、効率性等の観点から会計検査を行った結果、1者応札や不落随契、少額随契が多く実質的な競争性に乏しい状況となっていること等が判明した。

（5）特定検査状況

平成2年度検査報告より、検査報告事項として掲記する段階までに至っていないものの、国民の関心が極めて高い問題として検査報告に掲記する必要があると会計検査院が認めたテーマの検査状況については、特定の検査対象に関する検査状況（特定検査状況）として掲記されている。前記のとおり、今般の検査報告には5件掲記されている。そのうち、剰余金指摘事項においても取り上げた、2件を紹介する。

金融システム安定化のために金融機関に投入された公的資金の返済状況等

金融機能安定化法・金融機能早期健全化法に基づく資本増強により投入された公的資金10兆4,209億円について、経済性、有効性等の観点から会計検査を実施した結果、うち8兆9,940億円が既に返済されており（19年度末残高1兆4,268億円）、会計検査院は、今後、未返済の10行に関して、適切な経営監督、普通株主としての議決権の適切な行使等が求められること、また、預金保険機構が金融機能早期健全化勘定で保有している資金（19年度末に利益剰余金を1兆4,611億円計上している）に比べて、多額の資金需要が生じる可能性は高くないことについて指摘している。

国鉄清算事業団を引き継いだ鉄道建設・運輸施設整備支援機構の剰余金

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務のうち、国鉄元職員の年金の給付費用を支払う業務等を経理する特例業務勘定の財務状況について会計検査を実施した結果、同勘定における利益剰余金は20年3月末時点で約1兆3,000億円に上っているが、国庫納付の規定が設けられていないため、現在積み上がっている多額の積立金は、特例勘定の業務が完了するまで法人に留保されることになることが明らかになった。

（6）国民の関心の高い事項等に関する検査状況

国家の予算執行結果の国民に対する説明責任をよりの確に果たすため、今般の検査報告より新たな項目として、国会等で議論された事項、新聞等で報道された事項その他の国民の関心の高い事項の検査の状況と、それに関連する今般の報告における指摘事項等の索引が掲記されている。具体的には、各府省等が締結している随意契約に関するもの、特別会計、独立行政法人等が保有している剰余金、資産等に関するもの、独立行政法人、公益法人等の会計に関するもの、年金事業の運営に関するもの、ODAに関するもの等について触れられている。

4. 検査報告の充実に向けて

国会における決算審査の意義は、議決した予算が適正かつ効率的に執行されたかどうかを検証し、あわせて、政府の政策全般を分析評価し、その結果を後年の予算編成及びその執行に反映させることである。このため、検査報告を通じて不適切な経理や行政等の事態を把握することは極めて重要であり、これらの原因・背景を、議論を通じて解明し、必要に応じて立法などの措置を加えていくことが、国会の責務である。

このような状況の中で、会計検査院は今後どのような検査に努めるべきであろうか。

一つ目には、内部監査・内部牽制等の内部統制に関する検査の重点化が挙げられる。検査報告に指摘されている事項の多くは、組織内による監査・統制が不十分であったことから、会計検査院に指摘されるまで事態を把握していなかったもの（先に挙げた指摘事項のなど）であり、内部統制の強化により、不適正な事態の芽を事前に摘むことができ、ひいては検査資源の投入削減等の会計検査の効率化も期待できる。17年次の会計検査の基本方針より、内部統制に留意した検査に取り組む旨が盛り込まれているが、今後、組織の内部統制に対し、より踏み込んだ指摘が期待される。

二つ目には、施策や事業の有効性・必要性の検査の徹底である。効率的な行財政運営が求められている社会情勢の中、不必要な政策の削減や非効率な会計経理の効率化（先に挙げた指摘事項のなど）が強く求められる。これらに対する指摘の多くは、意見表示事項にとどまっているが、より実効性を挙げるためには、必要に応じて処置要求などの措置を採っていくことも検討すべきと考える。

三つ目は検査結果のフォローアップの強化である。先に挙げた二つは、会計検査院に同様の内容を繰り返し指摘されているものが多く（例えば、先に挙げた指摘事項については、6年度の検査報告でも農林水産省の国庫補助事務費に関し不正経理の指摘を受けており、については、14年度の検査報告で前身の特別会計に関し同様の指摘を受けている）事態の再発を抑止するためには、検査指摘事項に対する是正措置のその後の状況をつぶさにフォローアップし、同種の施策について問題意識を広く共有していくことが肝要であると考えられる。

この点につき、今般の検査報告から不当事項に係る是正措置等の検査結果が掲記されたのは非常に意義深い。長年明らかにされてこなかった検査指摘事項のその後の状況の全体像が初めて国民の目にさらされたことで、是正措置の未済分に関して早期の履行が促進されるだけでなく、検査指摘事項に対する受検機関の意識の向上が期待される。

以上、私見を述べてきたが、会計検査の重要性が増す中、その機能のすべてを会計検査院にゆだねるには限界がある。この意味で、国会による財政統制に対する期待・役割は今後ますます大きくなると考えられ、会計検査院や行政機関の内部監査組織との連携をより強化しながら、より実効性の高い検査の改善に努めるべきであろう。

-
- ¹ 会計検査院法第 20 条第 3 項に挙げられた 5 つの観点の具体的内容は以下のとおりである。
- ・ 正確性の観点・・・検査対象機関の決算の表示が予算執行など財務の状況を正確に表現しているか
 - ・ 合规性の観点・・・検査対象機関の会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているか
 - ・ 経済性の観点・・・検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか
 - ・ 効率性の観点・・・検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか
 - ・ 有効性の観点・・・検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか
- ² 検査対象の機関の本庁本部や支局支部、あるいは事業や工場の現場等に会計検査院職員を派遣し、実地での関係帳簿・書類等の検査、担当者や関係者からの意見・説明の聴取、財産の管理や機能の実態の調査等により行われる検査方法。通例、この実地検査の前段階に、検査対象機関より提出させた、経理取扱いの実績を取りまとめた計算書（20 年次検査では 16 万 2,000 冊を対象）及びその裏付けとなる証拠書類（20 年次検査では 5,292 万枚を対象）を審査する書面検査が行われる。
- ³ 不適切な会計経理により生じた徴収不足額や過大支出額、決算の表示漏れの額等を指す。一方、意見表示・処置要求事項、改善処置済事項、特記事項等に関する支出額や投資額、欠損額等で、事態の原因や性格等からして、直ちに不適切な会計経理の額と言い切れないものを、指摘金額と区別し、背景金額と呼ぶ。
- ⁴ うち 5 件は意見表示・処置要求事項又は改善処置済事項として掲記されており、件数が重複している。このため、総件数の算出に当たり、この重複分 5 件を控除している。
- ⁵ 今般の検査報告に掲記された検査要請事項は以下のとおりである。
- ・ 各府省等が締結している随意契約の状況について（平 19. 9. 10）
 - ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センターにおけるスポーツ振興くじの実施状況について（平 19. 9. 10）
 - ・ 独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について（平 19.11. 7）
 - ・ 文部科学省ほか 4 省における政府開発援助（技術協力）の実施状況及びその効果について（平 20. 1. 15）
 - ・ 政府開発援助の無償資金協力及び技術協力における契約入札手続等について（平 20.10. 8）
 - ・ ODA 事業の執行状況について（平 20.10. 8）